



年頭のあいさつ／公益社団法人静岡県建築士会会長／松下好宏



会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年同様本年も宜しくお願いします。私ごとと昨年の6月に会長職に就任して半年になりますが、各種の諸行事諸事業の執行に勤しみ時間の経過の速さを実感した次第です。

また昨年10月末には鹿児島で全国大会が開催され、静岡大会のお礼も兼ね80名弱の会員の参加を頂き、述べ3年にわたる大会関連の行事がすべて終了致しました。改めてご協力に感謝申し上げます。

上げます。

さて皆様ご存じの事と思いますが、本年4月より建築基準法及び建築物省エネ法の大幅な改正が実施されます。この改正は近年にない重要な改正であり、建築士として業務に携わる会員には改正内容の周知の徹底をお願いしているところです。

本県に置かまはしては、昨年暮れ国土交通省より改正内容について実務講習会が開催されましたが、そのサポートセンターとして県より建築まちづくりセンターが指定され、建築士会としても協力して会員へのサポートを行う事としています。

本年3月までの年度内にまちづくりセンターと共催のうえで、改めて改正についての講習会を県内数箇所で開催する予定ですので是非参加の程をお願いします。

今年は士会組織がブロック化以降後、4月で13年目を迎える事になります。

士会の重要な事業でありましたTOUKAI-0について、能登半島地震後の県内各市町における無料耐震診断の相談件数の増加により、次年度も引き続き事業の継続を行う事を前提に

現在静岡県等行政と協議を進めている状況です。

ただこの状況は令和7年度限りと受け止め、待ったなしでの事業収入の減少から今後の士会運営においては、今まで以上に踏み込んだ事業内容及び経費の見直しを進めて行く予定です。

令和6年度は組織検討見直し特別委員会にてまず各ブロックの組織運営の方法と活動状況の確認を重点に協議を進めてきましたが、組織のスリム化を進めて行くうえで様々な意見が寄せられています。現在は事務局の合理化に向けた対策案を検討していますが、会員相互の充分な理解が得られなければならないと考えています。

令和7年度には組織再編の合理化案を取りまとめ、会員の皆様にお示し出来るよう進めて行くつもりです。当然会員との意見交換等ご理解を得られるよう周知させて行きます。

また会員増強及び建築士育成事業の施策について、現在その準備資金の活用をもとに事業内容の検討を進めている所です。全国の各士会とも会員の減少が続く連合会を含め対策を模索中ですが、今後は法改正により益々専門職としてのスキルの向上と維持に努め、建築士会の会員になる事で社会に存在意義を示す事を前提に、対外的なPRに務めて行く所存です。

今後士会としては各地区からブロックにおいて会員相互の交流と活動をより推し進めるため、会員への事業の報告と情報提供を積極的に行っていくつもりです。

今は様々な諸問題が山積していますが、少しずつでも常に前向きに行動することを基本として事業運営にあたる所存ですので、今後とも会員の皆様のご協力とご理解をお願いして新年の挨拶とします。

新しい年を迎えて／静岡県くらし・環境部 建築住宅局長／鈴木義彦



謹んで新年のお祝いを申し上げます。公益社団法人静岡県建築士会の皆様におかれましては、日頃から、本県の建築住宅行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震化を図るため、全国に先駆けて、木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」を立上げ、平成13年度から耐震診断助成を、平成14年度から耐震補強助成を開始し、貴会の御協力の下、耐震化の推進に向け先進的に取り組んできました。

令和5年度末までの助成実績は、耐震診断は93,388件、耐震補強は全国一位の26,516件となりましたが、住宅の耐震化率は令和7年度末の目標95%に対し、平成30年時点で89.3%に留まっており、さらに耐震化を推進する必要があります。

そのため、県では、「第3期耐震改修促進計画(R3~7)」の目標耐震化率95%の達成に向け、令和7年度末までのロードマップを作成し、TOUKAI-0の総仕上げに取り組んでいます。

こうした取組の効果に加え、令和6年能登半島地震による県民の防災意識の高まりにより、今年度の耐震診断助成や耐震補強助成への申込み件数は、昨年度を大幅に上回る実績で

推移しています。

県では、対象となる全ての世帯が対策を終えて頂くよう、引き続き、関係者の皆様と連携した様々な取組を進めてまいります。

また、今年は建築物省エネ法と建築基準法に大きな改正がございます。建築物省エネ法では、全ての新築で省エネ基準適合が義務化されます。建築基準法においては、木造戸建住宅の建築確認手続き等が見直され、審査省略範囲の変更、大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になるなど設計者及び審査者の業務負担が増加する内容となっております。

平成19年6月に施行された改正建築基準法においては、建築確認申請手続きが滞る等現場が混乱することとなりました。今回の改正においても、建築確認手続きにおける負担増加により、工事着手までに多くの時間を要する事態となる可能性があります。

そのため、県では、改正法の円滑施行に向け、設計者・施工者に対しては、業界団体と連携し、木造戸建住宅の大規模なリフォームの際の建築確認手続き等について周知するとともに、行政の審査者に対しては、研修をとおり改正法の知識を深め、また、行政庁間で審査事例等の情報を共有することで、建築確認審査・検査の円滑化を図ってまいります。

結びにあたり、貴会の御発展と会員の皆様の御繁栄、御健勝を祈念しまして、新年の挨拶とします。